

平成30年度第3回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年6月11日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年6月11日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域	城戸 政治
------	-------
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第5号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第6号	許可不要転用届について
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第8号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第9号	農業委員会事務の実施状況等の公表について
議案第10号	平成30年田畑売買価格等について
	その他

事務局

それでは始めたいと思います。起立。礼。着席。

それでは、ただいまから、平成30年度第3回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに濱北会長から御挨拶をお願いいたします。

皆さん、改めましておはようございます。毎年のことですが、外を見ますと雨、梅雨の真っ最中の天気になっておりますが、梅雨になりますと湿気が嫌ですね。雨は仕方がないとしても、湿気は嫌になります。今、農家にとってはまさに農繁期の真っ最中ではなかろうかなと思います。毎日、どうも御苦労さまでございます。

今日、ちょっと時間をいただきまして、農業委員会の全国大会へ私が出席しましたので、その報告等をお話ししてみたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。座って失礼します。

10日前、5月30日から6月1日にかけて2泊3日で全国農業委員会会長・局長大会が行われましたので、この長洲町から私と局長の吉田と二人で参加をいたしました。熊本県からは総員で85名、全国から1,800名の出席で行われ、場所は文京区の文京シビックホールで開かれ、二田会長の挨拶の後、議長に長野県農業会議の方と愛媛県農業会議の二人が選出され、議事に入り、1号議案から4号議案が提出され、全て承認されて終わりました。次に、その後、農地利用最適化の取り組みについて栃木市農業委員会の会長さん、それから、長崎県松浦市農業委員会の会長さんの実践報告があり、終了したところでございます。総会が終わりまして、各県に分かれて、熊本県は東海大学のビルで行われましたけれども、県選出国会議員との意見交換会があり、その中で地元議員が出席されたわけですが、和水町の会長、錦町の会長、荒尾市の事務局長のほか、二、三人から質問がありました。

2日目は、静岡県富士宮市農業委員会との研修がありまして、説明の後、質疑応答があり、ここでも質問をされた和水町の会長、氷川町の会長、芦北町の会長の質問がありました。質問の内容はいろいろあったんですが、即返答はなかったように思います。

3日目は、J A 富士宮ファーマーズマーケットを視察。ここの店の特徴といいますと、お客さんが多いこと。店も新しかったんですけども、年間売り上げが10億円だったそうです。この地区は、富士山が目の前に見えて、いい天気ときは1日富士山が見える景色だったんですけども、その日に限って曇り、小雨ということで、出たり隠れたりしてちょっとしか見えませんでした。それが終わって、ようやく帰る道につきました。勉強になったかなと思います。

以上が報告でございます。終わります。

事務局

それでは、本日の欠席委員はおられませんので、出席委員10名中10名でございます。よって総会は成立いたしますので、まず、御報告をさせていただきます。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づきまして、会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第6号「許可不要転用届について」、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第9号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、議案第10号「平成30年田畑売買価格等について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、2番増岡委員、3番土山委員にお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。1ページです。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

1ページになります。報告第5号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号は2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましても議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

簡単ではございますが、以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。はい、どうぞ。

中嶋委員

中嶋です。これは、下の合計面積ん違っとるやろう。

事務局

済みません。そうです。直しておきます。

濱北会長

ありがとうございました。ほかにありませんか。

—ありません—の声有—

濱北会長

なければ、報告第5号は終わります。

議事を進めてまいります。2ページです。報告第6号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、報告第6号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

まず、受付番号1番のほうからです。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、熊本県が道路建設に伴います工事用道路と

濱北会長

して一時的に転用し使用するというものでございます。

申請地につきましては、4ページに字図等を載せてございます。現在、工事を行っております長洲中学校先、跨線橋等がかかっておりますが、そのあたりの道路になります。

以上で受付番号1番の説明を終わります。

続いて、下の受付番号2番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、こちらは長洲町が道路用地として取得し、転用するものでございます。

申請地につきましては、6ページのほうに字図を載せております。県道の岱明町から腹赤新町方面に向かい、折地につながる道路になるところでございます。

以上で、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について、何か質問等はございますか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、意見がないと認めまして、6号を終わります。

次に進めます。8ページです。議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号です。農地法第5条第1項による許可申請について次のとおり提出をいたします。

受付番号4番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、11ページをごらんください。10ページ、11ページに記載をしております。ナフコ長洲店の南側付近になります。

許可基準等につきまして御説明いたします。説明資料の1ページをごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建設に伴う売買による所有権移転ということになっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域第一種住居地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関から住宅ローン保証会社の事前審査結果通知が事業費を超過しているため、適当と判断いたしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年7月15日着工予定、平成31年4月15日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、一般住宅建設ということで、非農家住宅基準面積、おおむね500㎡を下回っているため、適当であると判断いたしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

なお、申請地は土地改良区の受益地であったため、農地転用にかかわる事前協議完了証明書が添付されております。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は住宅用地としてそのまま利用できるため、造成に係る土砂流出はないとのことでございます。また、建物は境界から十分離して建てるということで、日照、通風等で耕作に影響を与えることはないということでございます。

その他、給水につきましては、町上水道、それと、生活雑排水及び汚水については町下水道へ、雨水については北側の水路へ放流となっております、水路への排水同意書が添付されております。

以上で受付番号4番の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。補足説明を担当委員の4番、中嶋委員、お願いいたします。

この件につきましては、先般5月31日、中村推進委員と私と木原君と3人で現地の確認をいたしました。

前にガソリンスタンドがあった後ろの道がありまして、それから、その隣も家、その隣も家ということで、ほとんど住宅が寄っていると。地図の右側、東側になるんですけれども、東側と南側についてはブロック等で道路と同じ高さに盛土されておりまして、土砂関係の流出はないかなという形で見てきました。

一応、中村委員とも確認の結果、別に問題はないのかなということで見えておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見をお願いいたします。

今言われたとおり、別に何の問題もございません。以上です。

ありがとうございました。事務局と担当委員、担当推進委員より説明がありました。この件について質問等がございましたらお願いいたします。

－ありません の声有－

ないようですので、賛成の挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

全員賛成で受付番号4番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

済みません、挙手をされるときは農業委員だけで結構ですので、推進委員はよかです。農業委員だけです。

続きまして12ページです。議案第8号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

濱北会長

中嶋委員

濱北会長

中村推進委員

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

それでは、12ページになります。議案第8号、農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、13ページが総括表となっております。平成30年の期間ごとの総括になります。それと、14ページが今回の借り手の一覧。現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては15ページ、賃借権33件、61筆、8万1,926.64㎡。それと、17ページ、期間借地5件、6筆、4,584㎡。それと、18ページ、使用貸借権7件、7筆、4,733㎡となっています。

ちょっと数が多いございますけれども、以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。事務局より説明がありましたけれども、この件について何か質問等はございますか。

— ありません の声有 —

濱北会長

なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

— 賛成者挙手 —

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第8号は原案どおり決定いたします。

次に、19ページです。議案第9号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第9号、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会事務の実施状況等を公表する必要がある場合がございますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものでございます。

まず、農業委員会等に関する法律第37条でございますけれども、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表をする義務がございます。その内容についてでございます。

まず、20ページからでございます。済みません、表等が大変多いので、概要等だけで数値等の説明は省略をさせていただきながら、かいつまんで御説明させていただきたいと思っております。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてということで、説明資料に3ページから、こちらのほうは同じ表と吹き出しのほうでその表がどういった中身になっているのかということをつけさせていただいております。あわせてごらんいただきながら、確認をしていただければと思っております。

項目ごとに御説明させていただきますので、質問がございましたらよろしくお願いたします。

まず、I番、農業委員会の状況ということでございます。平成30年3月31日現在において、長洲町の農業の概要及び農業委員会体制について

記載しております。各表ごとに米印を書いております、例えば1番の表の米印2みたいに、面積の統計あるいは農林業センサス等の統計数値を用いまして、それを参考に記載しているということでございます。

続いてⅡ、議案書でいくと21ページになりますが、担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。1番の現状及び課題につきましては、平成28年度末の状況を記載しております。2の平成29年度の目標及び実績につきましては、年度末に実施されておられます担い手への農地利用集積状況調査の結果を記載しております。3及び4につきましては、目標達成に向けた活動計画、実績、評価等について記載しております。

続きまして、次のページ、Ⅲになりますけれども、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進という項目になります。現状と課題及び実績についてでございますけれども、新規参入はありませんでしたので、全てゼロという結果でございます。

続きまして、次のページに移ってⅣの遊休農地に関する措置に関する評価ということで、記載しております内容につきましては、昨年度の実績に基づきまして記載してございます。

続いて、次のページのⅤですね。違反転用への適正な対応ということで、こちらにつきましても現在の長洲町の状況というものを記載してございます。

それと、次のページに移ります。Ⅵ番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。こちらにつきましては、平成29年度において農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務についての実績を記載してございます。

続いて、27ページになります。Ⅶ番ですね。地域農業者等からの主要望・意見、対処内容については特にございませんでした。

それと、その下のⅧですね。事務の実施状況の公表等につきましては、議事録等につきましては、議事録署名人から署名をいただいた後、長洲町ホームページのほうで公表を行っております。また、活動計画の点検・評価の公表につきましては、この内容を御審議いただき、お諮りいただいた後に長洲町のホームページで公表する予定でございます。なお、一般社団法人熊本県農業会議のホームページでも、熊本県内の農業委員会の情報が公表されますので、あわせて御紹介いたしておきます。

続きまして、議案書の第28ページになります。済みません、こちらも字が大変小さくて申しわけないんですけども、こちらは平成29年度農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況ということでございます。説明資料の11ページをごらんください。今、御説明いたしました平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の内容から転記するものでございますので、済みません、字が大変小さくで見にくいですが、説明はこちらで省略させていただきます。

きたいと思います。

続きまして、議案書のほうにまたお戻りいただきます。議案書の29ページになります。こちらは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということでございます。こちらも説明資料の12ページからに説明をつけさせていただいておりますので、あわせてごらんいただくとありがたいです。

まず、Ⅰ番の農業委員会の状況につきましては、平成30年4月1日現在と記載しておりますが、先ほどの平成29年度末の状況と同じ数字ということになってございます。

続いて30ページですね。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化になります。こちら先ほど、平成29年度末の結果を踏まえまして、これまでの状況を目標として記載してございます。平成30年度の目標面積につきましては、説明資料のほうにも記載してございますけれども、最適化の指針で平成32年度末に担い手への農地集積面積を360haとしていることから、目標値までの半分を今年度目標として記載しているところでございます。

続いて、その30ページの下Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。現状及び課題につきましては、これまでの状況でございます。平成30年度の目標として、1経営体、面積目標は農地法第3条の下限面積要件0.5ha、50aを記載しております。

最後になりますが、次のⅣ番ですね。遊休農地に関する措置でございます。まず、現在の状況を記載しております。続きまして、目標につきましては、解消面積につきまして、県が前年度面積の0.06%を解消目標面積としていることから、それを参考に現在の長洲町の状況から算出したしております。また、活動計画につきましては、先月行いました推進会議より皆様には農地利用状況調査をお願いしております。お忙しい中ではございますけれども、よろしく願いいたしたいと思っております。

続いて、その下のⅤ、違反転用への適切な対応につきましては、現在の状況と今後の計画として、違反転用解消に向けて取り組んでいく予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

長い説明、ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

土山委員

3番の土山です。24ページ、Ⅴ番、29年度管内の農地面積は680haですね。違反転用が0.07ha、7反ですたいな。

中嶋委員

7畝。

土山委員

7畝ですかね。これは7畝。それと、今度は31ページが、農地面積が676.4haぐらいに減つとるちゅうことですね。これは、宅地とかにしたけん減つとるちゅうことですね。

事務局
土山委員

そうです。そういうことです。

そすと、違反転用面積の0.07haはそのままというこつは、具体的には何かどがんか対策ばしていくちゅうことですかね。その違反転用しとるもんにどういう指導をするちゅうこつですか。

事務局

基本的には、違反転用しとるところには、転用ができるんであれば転用申請を出してもらいように通知するような形です。

土山委員
事務局

転用届ば早う出せと。

そういうことです。

土山委員
濱北会長

はい、わかりました。

ほかにございませんか。

中嶋委員

一つよかですか。

濱北会長

はい、どうぞ。

中嶋委員

現在、25haの遊休農地というのが、先般、寄ったとき、黄色とか赤とかば塗ったつが25haで。

事務局

いや、25はおととしです。去年は21.5。そうです。この前塗ってもらった分で、赤色じゃなくて黄色か。

中嶋委員

黄色が？

事務局

はい。

中嶋委員

赤ば入るるならまだ多かつか。

事務局

赤は40近うあるので。

事務局

そこまではちょっと覚えとらんです。

中嶋委員

水田なら補助金対象になるばってん、畑は補助金対象のなかけんが、誰も開拓ばせんもんね。極端に言えば、荒れ地になって、木がおわったりしよるじゃろうけんが。

水田も過去3年間にちょっと荒れとる状態であれば、水田であっても補助金対象から外れてしまうでしょう。それと、平成30年度の事業から国の政策である転作事業という言葉自体がなくなって、つくればつくっていいですよということになって、今までは各生産者が持っている面積の水田台帳が、何かをつくらなければいけないとか、人に貸して麦をつくってもらうとか大豆をつくってもらわなければ補助金対象から外れていたんで、それがなくなってしまったでしょう。ということになれば、また、いよいよ荒れ地が増えてくるのかなというのがちょっと心配されてはいるんですけども、国の政策ですので、担い手もなかなか銭にならんことは多分せんて思うとですよ。誰かが貸したつに予備でついてくるとならしよんなかろうばってんが。やっぱりよかとこだけ借って悪かところは借らんとか。担い手に貸すて言うたっちゃ、担い手も借りはせんですもんね。もともと貸しとるところだけ貸してくれとしか言わんけんが、またいよいよ苦しくなるとかなという気はするばってんですな。

濱北会長

何回か見てさるくばってん、境なんかはわからんとですよ。それと、昔、カライモとか何とかを植えよつとは自由ばってん、今どま木のこが

	<p>んこの何本でんうわってしもうて。掘り起こしもでけんもんな、あの状態だったら。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第9号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に32ページです。議案第10号「平成30年田畑売買価格等について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第10号、平成30年田畑売買価格等について審議する必要がありますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものでございます。</p> <p>議案書は32ページ、説明資料の17ページからになりますのでごらんください。</p> <p>平成30年田畑売買価格等についてということで、農業委員会系統組織における基礎資料の一つとして例年、田畑の売買等に関する調査が実施されております。今回、平成30年田畑売買価格等について御審議をいただきたいと思っております。</p> <p>調査票につきましては、現在の長洲町の旧町村名で作成する必要がありますので、15ページ、16ページ、議案書のほうは六栄村、17ページ、18ページが腹赤村、19、20ページが長洲町、21、22ページが清里村の4地区ということになってございます。</p> <p>調査項目につきましては、Ⅰ、耕作目的の売買価格として農用地区域の田畑、農用地区の用地区域外の田畑に分かれています。各項目につきましては、参考となる筆を設定し、固定資産評価額と昨年度までの回答実績程度に応じて売買価格を記載しているところでございます。</p> <p>続いて、Ⅱの使用目的変更、転用の売買価格につきましては、平成29年度に転用申請のあったものにつきましては、売買価格を参考に記載しております。</p> <p>少し難しいところもありますけれども、以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p>
中嶋委員	<p>実質、基盤整備価格表示もされっとんじゃん。あれから現実の金額ば出さなん。</p>
事務局	<p>大体青地が平米600円。だけんが、反50万から60万ぐらい。多うして100万かなて。基盤整備ですな。圃場整備。</p>
中嶋委員	<p>白地は高かじゃない？</p>
事務局	<p>白地は、そこが後で転用とか、後々考えらすと高かかもしれんし、転</p>

中嶋委員
事務局

用できん白地なら安かかもしれんし。

だけん、一種の白地だったら安かろうばってんが。

そこが道路の目の前、いろいろなことが絡んでくると、高いかもしれんし、ただ、転用前で畑地で売買すると安いときもあります。田の場合3万とか、畑だと9,000円とかなっていますが、多分、造成前とか。造成代を誰が出すかなんですよね。だけん、業者が造成代を出すなら、多分、土地代はすごい安いと思います。そういうので多分価格は変わってくるのかなと思うので、一概に幾らというのはなかなかないと思うので、基本的には、地主さんと買い主さんがお話し合いの上で価格を決められていくものなので。

長谷川補佐

農林水産課です。今度の第二腹赤の基盤整備が事業前で反当たり60万です。それで評価をして、大体100点満点で60万。事業後だと80万。圃場整備後が80万。6年ほど前に終わっているその隣の圃場整備地区が、事業前で反80万、事業後100万ということで、その前の年よりも今はもう下がってきていると。

先日、農業公社が来られて説明されましたけれども、大体県内平均で圃場整備していないところで50万ほどということを知っています。扇崎、大野下は今、圃場整備していますけれども、事業前で40万、事業後60万という話を聞いてます。今は農地の底値じゃないかという話を聞いています。

濱北会長

しかし、それだけの金額に安うなっても土地はあんまり動きよらんとでしょう。

長谷川補佐

県内では、熊本市内、八代、南部を中心に結構動いているという話は聞きます。農業公社を通してですね。北部のほうは比較的動いていない。借りられるほうが大部分。

事務局

八代とかは、園芸とかは先に買わずのが多いという話を聞きます。

濱北会長

ほかに何かありますか。質問等はないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第10号は原案どおり決定いたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、それから、推進委員の皆さんから、その他の件について何か御意見等はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ事務局から何から連絡ありましたらお願いします。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査及び農地等の利用最適化推進会議について
2. 農地相談会の開催について
3. 農地利用推進大会について

濱北会長

それでは、ほかにはないようですから、これもちまして平成30年度第3回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会（終了 午前10時48分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印